

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物 対策指導要綱の改正（案）に関する意見募集について

平成 28 年 1 月 27 日
千葉県環境生活部大気保全課
電 話 043-223-3855

県では、大気汚染を防止するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を定め、発電を目的とするボイラー等から発生する窒素酸化物の排出抑制を図っています。

このたび、電力の小売自由化を目的として電気事業法が改正され、要綱において基準適用のために引用している「卸供給事業者」制度が廃止されることから、要綱の改正を検討しています。

つきましては、改正（案）を作成しましたので、下記のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

記

- 1 意見募集対象
千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正(案)
- 2 改正案及び関連資料
別添のとおり
- 3 意見募集期間
平成28年1月29日（金）から2月29日（月）（必着）
- 4 意見の提出方法
規定の意見提出様式に御記入の上、電子メール・郵送・ファクスのいずれかの方法により提出してください。

< 提出先 >

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1
千葉県環境生活部大気保全課大気指導班
ファクス番号： 043-224-0949
電子メールアドレス： voc@mz.pref.chiba.lg.jp

5 資料の入手方法

千葉県ホームページからダウンロードすることができます。（1/29 掲載予定）

（<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/iken/2015/280401gtyoukoukaisei.html>）

また、以下の場所でも入手、閲覧することができます。

(1)配布場所

環境生活部大気保全課大気指導班（県庁本庁舎 3 階）

(2)閲覧場所

- ・ 県政情報コーナー（県庁本庁舎 2 階）
- ・ 各地域振興事務所
- ・ 千葉県文書館行政資料室

6 留意事項

- ・ 皆様から提出いただいた御意見を考慮した上で、今後、千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正を行います。
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ 個人情報、公開しません。

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

〔目的〕

第1条 この要綱は、千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。

〔対象施設〕

第2条 この要綱の対象施設は、工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし、環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。

〔指導基準〕

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は、別表に定めるとおりとする。
2. 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

〔排出口の高さ等〕

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的高濃度汚染が生じないように当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

〔エネルギーの有効利用〕

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力、熱及び蒸気等のエネルギーについては、工場又は事業場内で有効利用を図るとともに、工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。

〔報告〕

第6条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

〔転用〕

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。)卸供給(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第11号に規定する卸供給をいう。)に供する施設に転用する場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

2. 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用をする場合は、当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

〔製造業者等に対する指導〕

第8条 知事は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2. 知事は、工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

〔事務の委任〕

第9条 この要綱に規定する知事の指導業務のうち、政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務、並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については、当該市の長に委任する。

(施行期日)

1. この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については、平成6年3月31日までの間は適用せず、同年4月1日から当分の間、同表(2)(1)以外の施設の指導基準の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と、同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と、同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
2. この要綱の規定にかかわらず、平成8年3月31日までに設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む。)については、当分の間、従前の例とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
2. この要綱の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに設置された施設(設置の工事が着手されたものを含む。)については、なお従前の例とする。

別表(第3条)

(1) ~~発電事業者(電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。)~~ 卸供給事業者(~~電気事業法第2条第1項第12号に規定する卸供給事業者をいう。)~~が事業に供する施設の指導基準

施設の種類	定格出力(万kW)		
	5未満	5以上15未満	15以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

注:使用燃料については、省資源の観点から余剰の副生油、副生ガス、利用価値の少ない重質油、廃棄物等を優先的に利用するものとする。

(2) (1)以外の施設の指導基準

施設の種類	特別地域	その他の地域
発電ボイラー	40 ppm	60 ppm
ガスタービン	20 ppm	30 ppm
ディーゼル機関	100 ppm	150 ppm
ガス機関	200 ppm	300 ppm
ガソリン機関	200 ppm	300 ppm

備考

1. 「特別地域」とは、野田市(旧関宿町区域を除く)、流山市、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、習志野市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の13市の区域とし、「その他の地域」とは、千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。
2. 別表の排出基準値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = (21 - O_n) \times C_s / (21 - O_s)$$

- (1) 「C」とは、窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。
- (2) 「O_n」とは、標準酸素濃度(単位:%)をいい、発電ボイラーはガス燃料5、液体燃料4又は固体燃料6、ガスタービンは16、ディーゼル機関は13、ガス機関及びガソリン機関は0とする。
- (3) 「O_s」とは、排出ガス中の酸素の濃度(単位:%)をいう。
- (4) 「C_s」とは、排出ガス中の窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。

千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正概要

平成28年1月29日

環境生活部大気保全課

1 概要

県では、窒素酸化物による大気汚染の防止に資するため、「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」において発電ボイラー及びガスタービン等について濃度指導基準を定め、排出抑制を図っています。

電力の小売自由化を目的とした電気事業法の改正（平成26年法律第72号、平成28年4月1日施行）により、要綱において基準適用のために引用している「卸供給事業者」制度が廃止されることから、改正法施行後の基準適用の対象を新たな発電事業区分である「発電事業者」とする等の改正を行います。

2 主な改正内容

- ・要綱別表（1）の適用対象を「卸供給事業者」から、「発電事業者」に変更します。

（なお、基準値については変更せず、また、別表（2）基準についても変更を行わない。）

- ・第2条の対象施設について、東京湾臨海部の主要工場と締結している環境保全協定においては、本要綱と同等またはより厳しい協定値を定めて排出抑制を図っていることから、協定締結工場を要綱の対象から除外します。

- ・別表（1）の注釈として、使用燃料に関する指針が示されていますが、窒素酸化物対策という本要綱の趣旨を踏まえ、削除します。

3 施行予定期日

平成28年4月1日

(別紙 意見提出様式)

「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正（案）」
に関する意見

平成 年 月 日

千葉県環境生活部大気保全課大気指導班 宛て

〒260-8667（住所省略可） 千葉市中央区市場町1-1

FAX：043-224-0949 メールアドレス：voc@mz.pref.chiba.lg.jp

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

提出者	住 所	〒		
	氏 名※		電話番号	
	電子メールアドレス			

※法人にあつては、名称及び代表者氏名（担当者名を括弧書きで付記してください）

「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正（案）」に
関し、以下のとおり意見を提出します。（別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてくだ
さい。）

意見の内容